

原子力政策は「国策犯罪」である

2月11日(土)～12日(日)川崎市労働会館において開かれた第30回原発問題住民運動全国連絡センターの代表委員会議と総会に参加しました。全国各地の原発立地道県から30数名が参加しさまざまな運動との共同や自治体への申し入れなどの取り組みが報告されました。私は、福井県における原発再稼働反対の運動について話しました。そして伊東達也筆頭代表委員と柳町秀一事務局長、立石雅昭常任幹事、早川篤雄常任幹事を始め全国からの新代表委員を選出しました。柳町事務局長は、福島第1原発事故前からチリ津波級の津波への対策を全国連絡センターが求めていたのに対策を放置したままで、安全神話にどっぷり漬かっていたことが事故の根本原因であり福島原発事故は「国策・民営」の無責任体制が招いた巨大な「国策犯罪」と指摘。「原発・核燃からの撤退」の国民的合意形成を図るために、国と電力事業者による「国策犯罪」を追及することが不可欠と報告しました。全国連絡センターは翌13日、東京電力、電気事業連合会、原子力規制委員会、文部科学省、経済産業省に東電福島第1原発事故に対する根本的反省と被災者・被災地対策に真剣に取り組むことなどを申し入れました。

報告の中で怒りを覚えたふたつの事柄を紹介したいと思います。ひとつめは、事故収束対策で一般廃炉費用は国民負担になり見込みが当初の2倍の21兆円を超えると試算が経済産業省から発表されたことは以前に書きましたが、どうしても納得がいかないことです。その根拠が原子力賠償・廃炉機構法にあります。原子力災害はすべて原子力事業者の責任といいながら実際は全て国民負担にさせています。国による巨大な「後取り詐欺事件」と柳町事務局長は断じました。事故の張本人である東京電力の措置額(賠償額)は「1200億円」しかありません。これは、1961年に制定された原子力損害賠償法の重大な矛盾によるものです。同法では、被害者の保護のため原子力事業者には「無過失責任」「集中責任」「無制限責任」を課すとありますが、一方で原子力事業者の健全な発達のため原子力損害措置額を「一事業者当たり50億円」(現在は1200億円)と限定していました。さらに国は、原賠・廃炉等支援機構法を制定。同法により損害費用は東京電力が支援機構に請求、機構は政府の支援を受けて損害費用を交付。「国が前面に出るもの」は国費(税金)としています。東京電力は一般負担金と特別負担金として機構に返済しています。電気料金で負担しています。つまり損害費用は「過去分」(後取り)として税金と電気料金で国民負担させられているのです。

もうひとつ、伊東達也筆頭代表委員からはチェルノブイリ原発事故から30年目の視察を行い国の責任による被害者保護法の重要性と日本との違いについて言及がありました。チェルノブイリ原発事故から5年後の1991年に旧ソ連から独立したウクライナ、ベラルーシ、ロシア3国で成立した被害者保護法としてチェルノブイリ法があります。同法では、国が住民被害を補償する権利を明記し「移住権」「避難する権利」「住み続ける権利」も尊重されています。ベラルーシのサナトリウムのリハビリ施設やウクライナの放射線医学研究所付属病院でも治療は国の負担で無料となっているなど被害者保護の精神が生かされています。しかしそれに比べて日本の「子ども被災者支援法」

をみたら第3条で「国は原子力災害から国民の生命、身体および財産を保護すべき責任並びにこれまで原子力政策を推進してきたことに伴う社会的責任を負っていることに鑑み・・・実施する責務を有する」と書き、実効性が担保される法的責任を認めていません。第5条では「政府は、被災者生活支援の推進に関する基本的な方針を定めなければならない」として、実施の中身を全て政府(行政)に委ねていて努力義務となっています。このような現状を世論に訴えこの「子ども被災者支援法」に魂を入れる必要性を痛感しました。

原発問題をめぐって「この国は本質を国民に隠している。声をあげないと何も変わらない」と心が沈みそうになります。そんな時には1月敦賀市あいあいプラザで行われた「原発のない福井をつくろう！福井県集会」で井戸謙一弁護士が最後に述べた言葉を心で反芻していきたいと思います・・・「私たちの運動は、決して負けません。なぜなら勝つまで続けるからです！」これからもねばり強く原発ゼロを訴え続けて行きたいと思います。

以上